

2019年2月21日

お客さまへ

外国送金取引をご利用のお客さまへのお願い

平素より、福井銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行は、「外為法」や「犯罪収益移転防止法」のほか、「米国OFAC規制」など各国経済制裁関連法令に基づく「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策」を適切に実施するため、外国送金のお手続きを行う際に、送金目的が確認できる資料のご提出をお願いしております。

なお、確認資料のご提出にご協力をいただけない場合や、お取引の内容によっては、ご説明や資料のご提出をいただいた場合でも、当行の判断により、海外への送金のお取引や海外からの送金の受入をお断りする場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【ご提出をお願いする資料の例】

送金目的	ご提出をお願いする資料
貿易取引全般	輸入許可証、請求書(INVOICE)、船荷証券(BILL OF LADING)、原産地証明書(CERTIFICATE OF ORIGIN)等 ※貿易取引の場合、商品名、原産地、船積地、仕向地等をご申告下さい。
生活費・仕送り	お受取人との関係を確認できる資料、収入の状況を確認できる資料等
学費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料等
医療費	医療費の請求書や入院・通院の状況を確認できる資料等
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行の行程を確認できる資料等
投資	投資を行うにあたっての契約書等
不動産購入	売買契約書等
ご自身の外国銀行口座への振込	振込先の通帳や口座の内容が確認できる資料等

※送金内容により、上記に加えて追加の資料のご提出をお願いする場合がございます。

※お客さまからご提出頂いた資料は当行にて厳正な管理を行います。

【その他ご確認をさせて頂く事項】

ご来店理由、ご職業、ご資産の状況、今後の送金予定・金額、(ご依頼人が法人の場合)法人の実質的支配者(※)等を確認させて頂く場合がございます。

※実質的支配者とは、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人のことをいいます。

以上

